

南国市制30周年記念事業

シンボルマーク、標語を募集

来年、南国市は市制施行30周年。今までの市の歩みを振り返り、21世紀に飛躍するための契機となる重要な年です。

市では来年1年、10月の記念式典を中心に、姉妹都市との交流、記念出版などさまざまな記念行事を市民とともに実施しようと、南国市制30周年企画実行委員会を設置して取り組みを進めています。

四万八千市民総参加で未来の南国市を見つめる—そんな年にふさわしいシンボルマーク、標語を次のとおり募集します。

《シンボルマーク》

■テーマ 未来へ躍進する姿を表現し、南国市らしさが感じられるもの

■応募資格 市内に在住、または市内に通勤、通学する者

■応募期間 9月1日から10月31日まで

■応募方法 ハガキ大からB6の白い紙に3色以内で、一人何点でも構いませんが、用紙1枚につき1点。自作、未発表のものに限ります。作品の裏（ハガキの場合は余白でも可）に作品の簡単な説明、住所、氏名、年齢、職業（学校名、学年）、電話番号を記入してください。

■あて先 〒783 南国市大坪甲2301 南国市役所 南国市制30周年企画実行委員会シンボルマーク係

■賞金 最優秀作1点＝5万円（高校生以下は記念品）、佳作2点＝1万円（高校生以下は記念品）

《標語》

■テーマ 市制30周年を契機に未来へ躍進する姿勢が表われたもの

■応募資格 市内に在住、または市内に通勤、通学する者

■応募期間 9月1日から10月31日まで

■応募方法 20字以内で、一人何点でも構いませんが、用紙1枚につき1点。自作、未発表のものに限ります。作品には住所、氏名、年齢、職業（学校名、学年）、電話番号を記入してください。

■あて先 〒783 南国市大坪甲2301 南国市役所 南国市制30周年企画実行委員会標語係

■賞金 最優秀作1点＝3万円（高校生以下は記念品）、佳作2点＝1万円（高校生以下は記念品）

※シンボルマーク、標語とも最優秀作を採用し、記念事業や市発行の印刷物、封筒などに使用します。また、一般の使用も公序良俗に反しない限り制限しません。応募作品には補作をする場合があります、作品は返却しません。作品の著作権は市に帰属します。

領収書や契約書と印紙税

私たちは日常の生活のなかでいろいろな文書を作成したり、もらったります。このような文書のなかには代金をもらったときに渡す領収書やお金を借りるための借付証書、土地や建物の売買契約書など、印紙税がかかるものがあります。

それでは、どのような文書に印紙税がかかるのでしょうか。

○印紙税がかかる文書

印紙税がかかる文書には、領収書や借付証、不動産売買契約書、手形、商品券、委任状、預金通帳、地代・家賃通帳などいろいろなものがあり、これらは二十五種類に分類されています。

印紙税がかかる文書かどうかは、文書の標題や名称に関係なく、その文書の内容によって判断します。

また、印紙税額は委任状や預金通帳などのように一通または一冊ごとに定額の場合と、売上代金の領収書や不動産売買契約書などのようにその文書に記載されている金額に応じて税額が異なる場合があります。

○印紙税の納め方

印紙税の納付は、通

'88 SUMMER CONCERT

日本フィル四重奏の夕べ

8/28(日)
PM6:30より

会場・南国市商工会館

大人/2,000円 学生/1,000円

(曲目)

ドヴォルザーク アメリカ
ショスタコーヴィッチ 弦楽四重奏10番より
スクリーンミュージック「ムーンリバー」他

＜チケット取扱所＞

南国市商工会館、小川書店、レストラングドリック、サニーマート南国店

問い合わせ先・南国市役所 徳橋(☎4432)

【南国市日フィルを聞く会】

常、印紙税のかかる文書を作成した方が、その文書に定められた印紙税額に相当する金額の収入印紙をはり、文書と収入印紙の両方にかかるように消印をして納めます。

消印は、普通文書を作成した方が押印か署名してもよいことになっています。また、二人以上の人が共同して作成する文書には、そのうちの一人が消印するだけでも差し支えありません。

詳しいことについては、南国税務署(☎3215)までお尋ねください。

【南国税務署】